



竹林の風

学習指導要領の着実な実施に向けて ～教育課程研究集会～

県教育委員会では、学習指導要領の着実な実施に向けて「教育課程研究集会」を開催しております。

5年間開催するうちの3年目となり、この3年間に河内地区において延べ1,580名（小学校971名、中学校609名）の先生方に御参加いただきました。

今年度は、8月に開催し、実践事例を基に熱心に御協議いただきました。参加した先生からは、「他校の事例を知り、参考になった」「今後の指導にいかしたい」等の感想をいただきました。

さて、「道徳教育」や「英語教育」等、教育改革が急速に進んでおります。そのような中ですが、ぜひ、先生方には、日々の教育関係情報の収集はもちろんのこと、現行学習指導要領の着実な実施もお願いいたします。



「食物アレルギー対応全体研修会」が開催されました

8月28日（木）に栃木県総合教育センターにおいて「食物アレルギー対応全体研修会」が開催されました。午前と午後に分かれて開催された研修会には、学級担任や養護教諭など、約400人の先生方が参加され、熱心に受講されていました。



獨協医科大学医学部小児科学 准教授 吉原重美先生からは「食物アレルギーの基礎知識と緊急時の対応について」の演題のもと、具体的な事例の紹介も交えて、学校現場でしなければならない対応等についてお話しがありました。また、『緊急性がない場合の呼吸器症状』と『緊急な場合の消化器症状』の2つの症状についてシミュレーションを取り入れた演習を行い、その中で吉原先生からは状況に応じた対応の仕方についてもお話しがありました。

多くの先生方からは、「エピペンの打ち方は分かるが打つタイミングが分からない、判断が難しい…」など様々な質問が出されていました。

エピペンを所持している児童生徒の学級担任だけでなく、学校全体として対応できるように組織を整えておく必要があることや、万が一の時に慌てずに対応できるように準備をしておくことが大切であるということをお話しました。

一般向けエピペンの適応(日本小児アレルギー学会)

エピペンが処方されている患者でアナフィラキシーショックを疑う場合、
下記の症状が一つでもあれば使用すべきである。

消化器の症状	・繰り返す吐き続ける	・持続する強い(がまんできない)おなかの痛み	
呼吸器の症状	・のどや胸が締め付けられる	・声がかすれる	・犬が吠えるような咳
	・持続する強い咳込み	・ゼーゼーする呼吸	・息がしにくい
全身の症状	・唇や爪が青白い	・脈を触れにくい・不規則	
	・意識がもうろうとしている	・ぐったりしている	・尿や便を漏らす

学校支援ボランティアと協働のすすめ ～夏休み作品整理ボランティア～

夏休みが終わり、子どもたちの元気な笑顔に癒される反面、休み中に課した宿題が山のように提出され御苦労されていたことと思います。特に他所属へ提出する作品等は期限も決められており、先生方の業務の負担となっていたのではないのでしょうか？

この作品整理を学校支援ボランティアさんと協働しながら行っている学校があることは御存知ですか？

今年度は小学校23校、中学校3校で実施されました。ある学校では、ボランティアさんが提出名簿作りから梱包、そして提出まで行っているそうです。ボランティアさんとの関わり方は学校ごとに様々ですが、それぞれに特色が見られます。

今年度から地域連携教員制度が始まり、地域連携の窓口が明確にされたところですので、次年度に向けてこのような取組も参考にしてみたいはいかがでしょうか。



更新講習の申請手続きは済みましたか？

今年度に教員免許更新講習を受講された方で、まだ修了確認申請の手続きが済んでない方はいませんか。講習を受講され、講習の修了証明書を取得された場合には、できるだけ速やかに申請手続きを済ませましょう。



教員免許更新の手続きの流れを再度確認をお願いします。

(手続き)

- ①修了確認期限の確認（年齢に応じて定められている）
- ↓
- ②更新講習を受講・修了（修了確認期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前まで）
- ↓
- ③更新講習終了確認の申請（修了確認期限の2ヶ月前まで）
- ↓
- ④更新講習修了確認証明書の受け取り

なお、平成27年3月31日に最初の修了確認期限を迎える方は、次の生年月日になります。（今年度末を、35歳、45歳、55歳で迎える方です。）

- | | | | | | | |
|--------|----|----|---|-------|----|----|
| ・昭和34年 | 4月 | 2日 | ～ | 昭和35年 | 4月 | 1日 |
| ・昭和44年 | 4月 | 2日 | ～ | 昭和45年 | 4月 | 1日 |
| ・昭和54年 | 4月 | 2日 | ～ | 昭和55年 | 4月 | 1日 |

対象の方は、忘れずに更新講習を受講し修了確認申請をしましょう。申請の期限は、修了確認期限の2か月前、平成27年1月31日です。

☆ホームページ（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m51/>）にも掲載しておりますので御活用ください☆

📧 本紙についてのご意見ご感想をお待ちしております E-Mail kawachi-kyouiku@pref.tochigi.lg.jp